

## 令和元年度 上越市学校給食運営委員会 次 第

日 時：令和元年12月23日（月）  
午後2時30分から

会 場：ワークパル上越 1階  
コミュニケーションルーム

1 開 会

2 挨拶

3 委員の委嘱

4 会長、副会長の互選

5 報 告

- (1) 学校給食の運営
- (2) 食物アレルギー対応の状況
- (3) 異物混入の状況及び対策
- (4) 地場産野菜の使用拡大
- (5) 学校給食調理業務の民間委託
- (6) 給食用食材の放射性物質検査
- (7) その他

6 審議事項

「学校における食物アレルギー対応の手引き」の改訂について

7 閉 会

令和元年度  
上越市学校給食運営委員会  
資料

令和元年 12 月 23 日（月）開催

# ○上越市学校給食運営委員会設置条例

昭和48年12月24日

条例第68号

改正 昭和54年3月27日条例第27号

(設置)

第1条 学校給食の充実と適正な運営を図るため、上越市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食の実施計画に関する事項
- (2) 学校給食費に関する事項
- (3) 学校給食用物資購入に関する事項
- (4) その他学校給食に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから上越市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 小、中学校長
- (2) 小、中学校のPTA会長
- (3) 保健所長
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じ、専門的事項を分掌させるため、委員会に部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第27号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

## 上越市学校給食運営委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備考
渡 辺 昌 子	里公小学校長	新任
田 中 武 彦	宮嶋小学校長	
渡 辺 俊 和	和田小学校長	
東 條 善 夫	安塚中学校長	
新 川 剛	春日新田小学校 P T A 会長	新任
佐 藤 隆	雄志中学校 P T A 副会長	新任
武 藤 佳 子	豊原小学校 P T A 会長	新任
大 山 剛 司	城東中学校 P T A 会長	新任
山 崎 理	県上越保健所長	
黒 木 美 恵 子	内科医	
上 野 光 博	内科医	
青 木 義 親	歯科医	
丸 山 美 貴	県養護教員研究協議会上越市支部支部長	新任
守 橋 初 美	春日中学校栄養教諭	
瀬 川 あ き は	大島中学校栄養教諭	
吉 村 和 代	三和中学校栄養教諭	
内 山 明 美	大和小学校 調理員	

(敬称略)

任 期 : 平成 30 年 11 月 22 日から令和 2 年 11 月 21 日まで (2 年)

## 学校給食の運営

### 1 学校給食の状況（令和元年度）

(1) 学校数 72校 小学校 50校・中学校 22校

(2) 児童・生徒数（各年度5月1日現在）

年度	児童・生徒数	内 訳	
		小学校	中学校
H27	15,010人	9,989人	5,021人
H28	14,592人	9,785人	4,807人
H29	14,297人	9,671人	4,626人
H30	14,071人	9,510人	4,561人
R元	13,784人	9,222人	4,562人

(3) 給食調理方式

方式	対象校	内 訳
単独校（学校給食室）	64校	小学校45校・中学校19校
共同調理場（4センター）	8校	小学校5校・中学校3校
大島学校給食センター		小学校1校・中学校1校
牧学校給食センター		小学校1校・中学校1校
柿崎第一学校給食センター		小学校1校・中学校1校
柿崎第二学校給食センター		小学校2校

(4) 給食費

小学校：4,890円/月×10か月+4,860円（3月分） 一食単価：280円

中学校：5,680円/月×10か月+5,600円（3月分） 一食単価：325円

(5) 給食材料の発注・支払事務

合併前上越市：教育委員会（発注事務・支払事務）

13区：発注事務…各学校、支払事務…教育委員会

### 2 学校給食の内容（実施計画）

(1) 献立作成（給食管理システムにより作成・管理）

合併前上越市：統一献立（小学校A・B、中学校）

13区：単独校・共同調理場単位で基本献立を作成

\*各区の実情に合わせた献立を一部実施

(2) 年間の給食日数

基準日数192日（各学校により日数の増減あり）

(3) 学校給食用精米

上越産つきあかりの無洗米を使用

(4) 炊飯方式

委託炊飯 38校（合併前上越市36校、13区2校）

自校炊飯 34校（合併前上越市1校、13区33校）

(5) 献立内容

ア 学校給食摂取基準（12頁）に基づいた献立

イ 家庭の食事で不足しがちな栄養素を考慮

ウ 郷土料理、伝統料理、好評献立等を取り入れた献立

エ 旬の素材を使用し、地産地消を念頭に置いた献立

オ 品質、安全性を考慮した食材の使用

輸入食材は可能な限り使用しない

地場産 > 県内産 > 国内産の順で食材を使用

食材の放射性物質検査を実施

(6) 食育の日（毎月19日）献立

令和元年度は「新潟から2020年東京オリンピック・パラリンピックを応援しよう」をメインテーマとして実施中。

【4月から11月】

パート1：世界に発信 魅力ある新潟の食文化	
「第34回国民文化祭・にいがた2019・第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会」の開催7地域にちなんだ料理を取り入れる。	
4月	【湯沢・魚沼エリア】雪国文化の紹介 ごはん、牛乳、鶏肉の雪下人参ソースかけ、ホワイト春サラダ、白玉あられと山の幸の塩麴スープ、プレーンヨーグルト
5月	【弥彦・三条エリア】ものづくり文化の紹介 ごはん、牛乳、車麩の揚げ煮、枝豆サラダ、カレーラーメン風スープ、ピーチゼリー
6月	【佐渡エリア】佐渡金銀山・公家・武家・町人文化の紹介 ごはん、牛乳、セルフのブリかつ丼、磯香あえ、もずくと卵のみそ汁
7月	【長岡・柏崎エリア】越後三大花火大会と良寛生誕の地の紹介 ごはん、牛乳、鯖のかぐらなんばんみそ焼き、花火サラダ、煮菜の中華スープ
9月	【新潟・阿賀エリア】川や鉄道が創造した地域文化の紹介 ごはん、豆天ぷら、たくあんあえ、ざくざく（のっぺい汁）、新潟の牛乳を使ったミルクデザート
10月	【上越・妙高エリア】雪国が育んだ発酵食品の歴史と文化の紹介 ごはん、牛乳、鯖の甘辛味噌焼き、きのこ野菜の炒め物、発酵の町ののっぺ
11月	【村上・新発田エリア】独特な鮭文化の紹介 ごはん、牛乳、鮭の焼き漬け、ごま酢あえ、小煮物（のっぺい）、牛乳プリン

【12月から令和2年3月】

パート2：スポーツで文化交流 新潟ホストタウンめぐり	
2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、新潟をホストタウンとする国にちなんだ献立を取り入れる。	
12月	<b>【ドイツ】</b> 丸型ライ麦パン、牛乳、りんごジャム、ベルリンのブレッテン、ブラートカルトツフェルン、アイントップフ
1月	<b>【モンゴル】</b> ソフト麺、発酵乳マスカット味、味噌ちゃんこ鍋、揚げぎょうぎ、ニースレルサラダ <b>【ロシア】</b> 麦ごはん、牛乳、ポークストロガノフ、リボンサラダ、チーズ <b>【フランス】</b> ピラフ、牛乳、白身魚のハーブチーズ焼き、野菜のマリネ、ポトフ <b>【ドイツ】</b> アップルパン、牛乳、ウインナー、ザワークラウト、グラージュ <b>【新潟市】</b> 麦ごはん、牛乳、セルフのたれかつ丼、のり酢あえ、ねぎのっぺい汁
2月	献立作成（未）
3月	

\* 食育の日献立は、合併前上越市の小学校、中学校、13区の単独校、共同調理場単位で献立内容が異なります。

(7) おはなしランチ ～給食で食べたい！ おはなしにちなんだメニュー～

読書週間に合わせて、11月5日（火）から8日（金）の週に実施。絵本にちなんだ料理やおはなしに出てくる料理を献立に取り入れた。

<おはなしランチ献立（抜粋）>

献立名	本の題名
シェパーズパイ	ハリーポッターと秘密の部屋
きつね汁	ごんぎつね
スイートポテト	おしりたんてい
セルフのビビンバ丼	男子☆弁当部 オレらの友情てんこもり弁当

### 3 給食指導

- (1) 給食主任、栄養教諭等を中心に、学級担任等と連携をとって行う。
- (2) 給食指導計画を作成し、指導の視点を明確にする。
- (3) 給食委員会の活動を活用する（校内放送、残量調査など）。
- (4) 家庭の理解を得るため、給食だよりの配付や試食会等を開く。

## 食物アレルギー対応の状況

「学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき保護者・学校と連携しながら、食物アレルギー事故を起こさないよう、学校給食の提供を行っている。

### 1 食物アレルギーの状況(各年度5月1日現在)

年度	対応者（報告者数）				アナフィラキシー	エピペン
	小学校	中学校	合計	割合		
H27	228人 (42/52校)	112人 (20/22校)	340人 (62/74校)	2.27%	41人 (12.06%)	23人 (6.76%)
H28	229人 (44/52校)	156人 (18/22校)	385人 (62/74校)	2.60%	39人 (10.13%)	26人 (6.75%)
H29	241人 (44/50校)	140人 (19/22校)	381人 (63/72校)	2.70%	55人 (14.40%)	36人 (9.40%)
H30	254人 (45/50校)	143人 (17/22校)	397人 (62/72校)	2.82%	57人 (14.36%)	44人 (11.08%)
R元	251人 (47/50校)	139人 (19/22校)	390人 (66/72校)	2.83%	59人 (15.12%)	44人 (11.28%)

- ・アレルギーとなる原因食品では卵、くるみ、えび、かに、いくらの割合が高い。
- ・対応者の割合は横ばいだが、重篤な症状がある人の割合は年々増加傾向にある。
- ・各校の状況は、「幼稚園・小・中学校の食物アレルギー一覧表」(13頁)を参照

### 2 食物アレルギーの対応

- ・入学時及び毎年度調査を実施し、対応が必要な場合は主治医の指示・診断（「学校生活管理指導表」又は診断書・検査結果・口頭指示）に基づき対応している。
- ・対応者に対して除去食・代替食を提供する際は配膳の食器やトレイの色を変えている。
- ・納品時の検収の徹底のほか、アレルギー対応当日チェックと食品成分表のアレルゲンの確認等の作業を複数人で行っている。

### 3 「学校における食物アレルギー対応の手引き」の改訂

- ・文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月策定）及び新潟県教育委員会「学校における食物アレルギー対応指針」（平成29年2月策定）を受け、平成26年3月に策定した上越市の「学校における食物アレルギー対応の手引き」を現在改訂中。 ※ 本日の審議事項（後述）。



## 異物混入の状況及び対策

## 1 異物混入の状況

＜異物混入発生状況＞

(単位：件)

年度 混入物	H29		H30		R 元	
	件数	うち経口 事案	件数	うち経口 事案	件数	うち経口 事案
金属片・ガラス等	11( 4)	0( 0)	7( 5)	4( 4)	4( 0)	1( 0)
毛、虫、糸等	78( 1)	8( 0)	100( 0)	8( 0)	115( 0)	3( 0)
合 計	89( 5)	8( 0)	107( 5)	12( 4)	119( 0)	4( 0)

※ ( ) は県への報告件数

県の異物混入等対応マニュアルに基づき、金属・ガラス・硬質プラスチック類等、健康被害を及ぼす可能性のある混入物について報告する。

※ R 元年度は 11 月末までの件数

## 2 異物混入防止対策

- ・ 学校給食への異物混入を防ぐため、調理員による納入時の検収、食材及び調理器具の調理作業前・調理中・調理後の確認、学校管理職による検食で確認を行っている。
- ・ 異物混入発生時の対応について学校に周知し、調理員には過去の事例を用いた研修を行っている。
- ・ 調理室だけでなく、炊飯工場などにも立ち入り検査を実施し、指導している。

## 3 「上越市異物混入対応マニュアル」の策定

- ・ 令和元年 12 月策定。各学校に配付し、異物混入が発生した際に誰でも適切に対応できるよう周知した。

## 地場産野菜の使用拡大

地場産野菜の使用拡大に向け、給食で使用する野菜の年間見込量や使用時期、出荷計画等について生産者や納入業者、J A えちご上越等と情報共有を図り、青果物市場への出荷品目や出荷量の拡大に取り組んでいる。

天候不順や鳥獣被害等により生産物の品質にばらつきがあったり必要量が確保できないといった難しさもあるが、生野菜だけでなく、地場産野菜を原料とした冷凍野菜等加工品を積極的に活用するなど、地産地消と食育の推進に努めている。

### < 学校給食における地場産野菜の使用状況 >

	平成 29 年度			平成 30 年度		
	給食使用量 kg	うち地場産 kg	使用割合 %	給食使用量 kg	うち地場産 kg	使用割合 %
合併前上越市	220,204	18,952	8.61	222,811	26,453	11.87
安塚区	3,049	552	18.10	3,199	447	13.97
浦川原区	6,075	1,661	27.34	5,880	2,020	34.36
大島区	2,071	334	16.13	1,851	294	15.89
牧区	2,830	784	27.70	2,812	501	17.81
柿崎区	15,163	1,902	12.54	14,586	1,403	9.62
大潟区	14,875	5,324	35.79	13,746	4,545	33.06
頸城区	18,567	2,924	15.75	17,450	3,773	21.62
吉川区	7,249	637	8.79	6,720	354	5.27
中郷区	5,701	973	17.07	5,410	967	17.87
板倉区	14,615	1,068	7.31	14,281	399	2.79
清里区	5,091	1,717	33.73	3,804	987	25.94
三和区	9,318	2,520	27.04	10,711	2,882	26.90
名立区	4,223	984	23.30	4,276	839	19.63
13区計	108,827	21,380	19.65	104,726	19,411	18.54
上越市全体	329,031	40,332	12.26	327,537	45,864	14.00

### 1 地場野菜の使用拡大の取組状況

- 農政課、J A えちご上越と連携し、生産者の新規開拓や営農指導により生産量を増やす取組を行った。
- 地域における生産・納入体制を整えるため、生産者、納入業者、J A えちご上越、栄養士、市による打合せ会を開催し、現状や課題、今後の供給可能作物、納入方法などについて情報を共有し、地元生産者からの納入促進を図った。
- 年間を通して使用量が多い馬鈴薯、玉葱などの生育状況や収穫時期を確認しながら発注した。

### 2 上越産冷凍野菜の使用実績

品名 年度	冷凍 ほうれん草	冷凍 なますかぼちゃ	上越産じゃがいもコロッケ (上越産大豆入り)
H29	324 kg	598 kg	-
H30	1,459 kg	945 kg	32,734 個 (1,029 kg)

## 学校給食調理業務の民間委託

上越市では、市が責任を担うべき事業のうち、市民へのサービスを維持しながら市職員以外が直接執行できる業務を委託し、経費や職員数の縮減に努めている。

学校給食調理においては、平成 19 年度に城北中学校 1 校で民間委託を開始し、今年度は 53 校で実施している。

### 1 令和元年度の状況

#### (1) 委託実施校数

単独調理場 53/64 校（小学校 37/45 校、中学校 16/19 校）

共同調理場 0/4 センター

#### (2) 委託業者数

6 社

### 2 委託実施校

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
実施校	城北中	南本町小 国府小 春日中	大手町小 春日小 大町小	東本町小 高志小 直江津東中	飯小 直江津南小 直江津中	富岡小 戸野目小 直江津小	春日新田小 大潟町小 宝田小 大潟町中 清里中
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	
実施校	八千浦小 北諏訪小 安塚小 吉川小 安塚中 名立中	保倉小 南川小 針小 浦川原中 板倉中 中郷中	高田西小 吉川中 三和中	頸城中 豊原小 浦川原小	上雲寺小 有田小 里公小 雄志中	和田小 三郷小 高士小 谷浜小 明治小	中郷小 清里小 上杉小 美守小 潮陵中

### 3 「学校給食運営協議会」の設置及び開催

学校給食調理業務の委託実施を円滑かつ効率的に推進するため、「上越市立小中学校給食運営協議会設置要綱」（14 頁）に基づき、実施校ごとに運営協議会を設置する。

運営協議会では、学校・保護者・委託業者・教育委員会が一堂に会し、配膳の様子の見学、給食の試食、それぞれの立場からの状況報告・情報提供、意見交換等を行う。

### 4 令和 2 年度の委託等予定

- ・ 委託更新校 13 校 … 平成 29 年度からの長期継続契約（3 年間）が満了する学校
- ・ 新規委託校 … 予定校と協議後、業者選定及び保護者への説明等を行う。

### 5 今後の取組

残る直営校についても、施設設備の状態を確認しながら順次委託化を進める予定。

## 給食用食材の放射性物質検査

## 1 検査の目的

学校等の給食食材の安全性を確認し、給食に対する保護者等の不安を軽減する。

## 2 検査の概要

上越市立の小・中学校、幼稚園で使用する食材の中から抽出して検査するサンプリング検査を実施。

## (1) 検査対象食材

- 検査対象食材は、過去に出荷制限がかかった地域で生産された農産物を原則とするが、検査日に食材が無い場合は、他の食材の中から使用頻度の高いもの又は使用量の多いものを検査する。ただし、主食と牛乳は除く。
- 平成 28 年度検査から、検査食材は原子力災害対策本部が出荷制限等の前提となる検査を指示した 17 都道府県（※）を産地とするものとしている。

※ 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟（新潟のみ産地を市町村で報告）

## (2) 検査頻度（現在の状況）

- 食材の仕入れ・納品状況から給食実施の前日に検査を行うこととし、火曜日から金曜日に使用する食材を、月曜日から木曜日に検査。
- 合併前上越市の学校等で使用する食材を月曜日、火曜日及び木曜日に、13 区の学校等で使用する食材を水曜日に検査。

## (3) 検査機器

- 新潟県が上越地域振興局健康福祉環境部に配備した「簡易スペクトロメータ」を使用し、県の検査員が検査を行う。
- 検出限界値（※）： 1 kgあたり 20 ベクレル

※ 検出限界値とは、その分析方法や計測機器で検出できる最小値のことをいい、測定環境（自然界に存在する大気中の放射線量）、測定条件（時間、重量等）、検査対象品目によって異なる。

## 3 放射性物質検出時の対応

放射性物質が検出された場合は、その食材は給食に使用せず、数値確定のための再検査を実施する。

## 4 これまでの結果について

検査を開始した平成 24 年 2 月 23 日から、令和元年 11 月末までに検査した給食食材については、いずれも検査限界値を下回り「不検出」。

〔給食食材の放射性物質検査の実施状況〕 ※ 令和元年度は 11 月末の数字

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	合 計
実施品目数	36	748	820	787	655	618	371	250	148	4,433
検査日数 (回数)	16	174	183	177	153	158	159	161	102	1,283

## 「学校における食物アレルギー対応の手引き」の改訂

平成26年3月に策定した「学校における食物アレルギー対応の手引き」を改訂する。

### 〔経緯〕

学校給食における食物アレルギーについては、文部科学省監修の下、平成20年に発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（公益財団法人日本学校保健会）」に基づき対応することとされている。

平成24年12月、他市において食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより死亡する事故が発生したことを受け、当市では平成26年3月に「学校における食物アレルギー対応の手引き」を策定した。

その後、平成27年3月に文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」を、平成29年2月には新潟県教育委員会が「学校における食物アレルギー対応指針」をそれぞれ策定している。

### 〔改訂のポイント〕

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」で示された、学校給食における食物アレルギー対応の大原則を基に、それぞれの役割の明確化、対応の流れや手順等の単純化・共通化、事故防止策の見える化などを図った。

改訂（案）の作成に当たり、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等、現場の声を反映させるため検討会を行った。

#### 学校給食における 食物アレルギー対応の大原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。  
そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

## 学校給食摂取基準

〈児童・生徒1人1回あたり〉

区 分	基 準 値			
	小学校児童			中学校生徒
	低学年 (6歳～7歳) の場合	中学年 (8歳～9歳) の場合	高学年 (10歳～11歳) の場合	(12歳～14歳) の場合
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム (g) (食塩相当量)	2 未満	2 未満	2.5 未満	2.5 未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
マグネシウム (mg)	40	50	70	120
鉄 (mg)	2.5	3	4	4
ビタミンA (μgRAE)	170	200	240	300
ビタミンB1 (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2 (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	20	25	30
食物繊維 (g)	4 以上	5 以上	5 以上	6.5 以上

文部科学省：改正学校給食実施基準（平成30年8月1日施行）

\* 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛・・・児童（6歳～7歳）2mg、児童（8歳～9歳）2mg、  
児童（10歳～11歳）2mg、生徒（12歳～14歳）3mg



## 上越市立小中学校給食運営協議会設置要綱

平成19年4月18日

教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 上越市立小中学校における学校給食調理業務委託実施校(以下「実施校」という。)の学校給食業務を円滑かつ効率的に推進するため、実施校ごとに学校給食運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実施校における給食調理業務の円滑な実施に関すること。
- (2) 実施校における給食調理業務に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人を委員とし、20人以内で組織する。

- (1) 校長及び教職員(栄養士を含む)
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食調理業務受託業者
- (4) 市教育委員会事務局職員(学校給食所管課)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理)

第5条 協議会に会長を置き、会長は校長の職にある者を充てる。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、協議会の運営上必要な人を会議に招集することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、実施校において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(報告)

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、協議内容について会長に報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。